

# 開発許可申請の流れ (羽曳野市・市街化調整区域)

## 建築指導課

太枠:申請者行為

1. 事前協議書提出

2. 現場調査

3. 他法令許可等

関係課及び官公署への照会等

4. 課内調整会議

5. 事前協議意見書発行

## 関係各課

6. 開発協議書提出（都計法第32条と羽曳野市指導要綱を併せた協議）

7. 現場調査

8. 開発協議意見書発行

8. 開発協議意見書発行

9. 回答

9. 回答

10. 同意

11. 同意

12. 第32条同意書発行

13. 第29条許可申請書提出

(申請手数料納入)

14. 第34条1～13号に該当

14. 第34条14号に該当

15. 大阪府開発審査会付議

※開発審査会開催月の前々月の15日に受付締切  
※申請者による資料作成

16. 決裁（他法令許可等照会・関係課合議）

17. 第29条許可

18. 工事着手・完了

19. 第36条提出

20. 完了検査（木曜日、関係課合同）

21. 第39条の引継及び第40条の帰属

22. 検査済証交付

建築確認申請

都市計画法関係条文

29条：開発行為の許可

32条：公共施設の管理者の同意等

33条：技術基準

34条：立地基準

36条：工事完了の検査

39条：公共施設の管理

40条：公共施設の帰属